

面会制限の期間延長のお知らせ

新型コロナウイルスの流行に伴い、面会制限を行わせて頂いておりましたが、現時点で流行が終息する様子はなく、WHOからはパンデミックに相当するとの発表がありました。つきましては、入居者様、ご家族様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記の通り面会制限を延長させていただきます。

ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

記

■面会制限の期間の延長について

令和2年2月26日（水）～令和2年3月15日（日）

延長期間：令和2年3月16日（月）～令和2年4月30日（木）

※新型コロナウイルスの動向により、期間が変更となる場合がありますので、よろしくお願い致します。

■面会の制限について

原則として、期間中の面会は**全面的に禁止**とさせていただきます。

■特別な用件で面会が必要な場合について

※施設での看取り期間中など、限定的な場合のみとさせていただきます。面会時には下記の徹底をお願い致します。

①面会前に検温し、体温が37.5℃未満であること。

※過去に発熱がある場合、解熱後24時間以上が経過しており、呼吸器症状が改善されていること。

②マスクの着用、手指の消毒をお願い致します。

令和2年3月12日
社会福祉法人 両崖福祉会
理事長 細貝 文子